

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公告します。

令和6年7月19日

京都市西京区長 三科 卓巳

住民票上の氏名	住民票上の住所	職権処理の内容	消除年月日
			処理年月日
中野 輝雄	京都市西京区大原野東 竹の里町四丁目 2 番地 51 棟 404 号	実態調査に基づく 職権消除	令和6年7月12日
			令和6年7月12日

(西京区役所洛西支所区民部市民窓口課)